

1. 都市計画マスタープランについて

1-1 都市計画マスタープランの目的

都市計画マスタープラン（都市計画法第 18 条の 2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」）は、土地利用の在り方や都市施設の整備方針などを具体的に定めるまちづくりの指針です。上田市都市計画マスタープランは、第一次上田市総合計画後期基本計画（平成 24 年 3 月策定）や長野県が策定する上田都市計画区域マスタープラン（都市計画法第 6 条の 2「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、平成 26 年 3 月策定）に即して、策定するものです。

近年、地球環境への意識の高まりに伴う低炭素社会の実現に向けた動きをはじめ、人口減少や少子高齢社会の進展、産業構造の変化、東日本大震災を契機とした防災への関心の高まりなど都市を取り巻く社会的情勢は大きく変化してきており、これまでのような拡大を指向した都市づくりから、都市機能の質的な充実、安全で安心な都市の形成、自然環境の保全などを重視する都市づくりへの転換が求められています。

これまで、上田市には上田都市計画区域と丸子都市計画区域の 2 つの都市計画区域が併存していましたが、本市は平成 18 年 3 月に 1 市 2 町 1 村による市町村合併を行ったことを踏まえ、平成 26 年 3 月に 2 つの都市計画区域を統合し、1 つの「上田都市計画区域」として、新しいまちづくりを進めていくこととなりました。

このような背景を踏まえて、上田市全域が魅力ある住みやすい都市として、一体的かつ持続可能なまちづくりの方向性を示していくために本マスタープランを策定します。

1-2 都市計画マスタープランの目標年次

上田市都市計画マスタープランは基準年次を平成 22 年とし、目標年次は 20 年後となる平成 42 年とします。また、おおむね 10 年後の平成 32 年までについては、特に実現に向けた目標や具体的な方針を定めていきます。

なお、これらは社会情勢の変化や関連計画及び制度の新設や変更などにより、必要に応じて見直しを行なっていきます。

【1-2-1 都市計画マスタープラン目標年次】

